# 産業支援事業評価委員会運営要領

公益財団法人みやぎ産業振興機構

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人みやぎ産業振興機構(以下「機構」という。)委員会 規程第2条に基づき設置した「産業支援事業評価委員会」(以下「委員会」という。)の 運営に関し、必要な事項を定める。

# (評価の目的)

- 第2条 機構は、公益財団法人として宮城県の産業の振興に寄与することを目的に、中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに経営基盤強化等のための事業を実施している。これらの事業は、公益目的事業として不特定多数の利益増進に寄与する公益性、公共性を有する事業として実施しており、中小企業者の視点に立って成果を重視した運営を推進する必要がある。このため、実施事業について、県内産業に対する効果を踏まえながら、目的や目標に照らして客観的な評価を行う。
- 2 機構は、評価結果を理事会及び評議員会に報告し、事業の創設・存廃及び事業内容の 見直しを行うなど、その後の事業運営に適切に反映させ、事業の適正な執行と質の向上 に努めるものとする。

# (評価の基本的な考え方)

第3条 機構は、前年度に実施した事業を毎年度自ら評価(以下「自己評価」という。)し、 委員会に諮問する。

#### (評価の対象事業)

第4条 自己評価の対象は、機構の実施事業全てとする。

# (自己評価の方法)

- 第5条 機構は、事業の設定及び実施に関する適切性・有効性、事業目標に対する達成度、 事業の必要性・将来性について、別表1に基づき個別に評価する。
- 2 機構は、前項の評価を踏まえ、別表2に基づき「事業の方向性」を総合的に評価する。

## (委員会の評価の方法)

- 第6条 委員は、第5条第2項により機構が評価した「事業の方向性」について評価する。 評価は別表2に基づくものとする。
- 2 委員会としての評価は、委員ごとの評価を基に合議により行う。

## (評価結果の公表)

第7条 機構は、公益法人として事業活動について県民に対する説明責任を果たし、事業 運営の透明性及び客観性を高めるため、事業評価に関する情報を公表する。この場合の 公表方法は、県への報告及びホームページへの掲載等によって行う。 (その他)

第8条 本要領に定めのない事項が生じたとき、別途理事長が定めるものとする。

附則

この要領は、平成21年9月3日から施行する。

附則

この要領は、平成22年8月10日から施行する。

附則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。